

2018(平成30)年2月24日(土) 郡山市障害者福祉センター

福島県手話言語条例制定に向け

これからの取り組み

一般社団法人福島県聴覚障害者協会
事務局長 小林 靖

1. 他道府県における「障がい者差別解消に関する条例」及び「手話言語に関する条例」の策定状況

資料 1

2. 他県における「障がい者差別解消に関する条例」の構成について

資料 2

3. 他県における「手話言語に関する条例」の構成について

資料 4

4. 埼玉県障害のある人もないも全てに人が安心して過ごしていける
共生社会づくり条例

参考 1

5. 長野県手話言語条例

参考 2

6. 福島県自立支援協議会体系図

7. 手話言語条例制定に関するパブリックコメント参考URL
(ホームページより)

福島県ろうあ運動ニュース10月号(2017年)

昭和53年8月29日 第三種郵便物認可 毎月1日発行 2017年10月1日発行 年間購読料2,000円

福島県ろうあ運動ニュース No. 521

2017.10月号

編集・発行
一般社団法人福島県聴覚障害者協会
http://www.normanet.ne.jp/deafuku/
Eメール/ fukushima-deaf@iris.ocn.ne.jp

〒960-8141 福島市波利字七社宮111 興総合社会福祉センター内/ ☎(024)522-0681・FAX(024)563-6228 (郵便振込)02180-4-5932

福島県障がい福祉課へ 聴覚障害者の福祉施策について 要望書を提出



以下の三つを要望に出しました。

1. 福島県手話言語条例の制定について
2. 福島県手話通訳員の身分保障について
3. 「障害者差別解消法」の合理的配慮について

要望内容について説明する吉田会長

1について、条例の制定に賛同していただけたが、まだまだ県としての課題が山積みであるようだ。地域の活動が制定の後押しになるとのアドバイスをいただきました。

2について、実績を上げていくことが大切だと考えている、厳しいが様々な面から対応を試みたいとのことでした。

3について前向きに検討したいとの言葉をいただきました。



No.521 第三種郵便物許可

福島県ろうあ運動ニュース

平成29年10月1日 【5】

各種団体要望聴取会



9月11日(月)、県庁内で行われた各種団体要望聴取会に参加しました。

県協会、県手連、県通研が各党派 ①共産党 ②民進党・県民連合議員会 ③公明党 ④自民党を回りました。要望の内容は「福島県手話言語条例の制定」、「福島県手話通訳員の身分保障」、「障害者差別解消法の合理的配慮」の3点です。

昨年と比べて、積極的な質問が寄せられました。間違いなく前進しています。



情報保障のための時 「手話通訳」の付与について

以下のテレビ局を訪問しました。

・NHK福島放送・テレビユー福島・福島テレビ・福島中央テレビ・福島放送

緊急災害時や、ローカル番組を含むテレビ番組に「字幕」「手話通訳」をつけること。また、



テレビユー福島：
渡辺るい子総務局部長

手話通訳がつく記者会見を放送するときは必ず手話通訳が見えるように要望しました。

ほとんどのテレビ局に「字幕」「手話通訳」の必要性を理解していただけた。現状では、少しずついけるようよう努力するが生放送や、再放送のドラマ(買収したもの)をそのまま放送するためには厳しいとのことでした。

何かいい方法がないか一緒に模索しながらこれからも交渉を続けていきます。



福島放送：
今泉 毅報道制作局担当局長



福島中央テレビ：
松川修三経営企画局次長兼経営企画部長



福島テレビ：
矢部久美子取締役編成局長

新聞初技

12月8日(金) 福島民報

障害者への差別解消や手話普及
2条例制定目指す

県は、障害者への差別解消や手話普及を目的として、12月8日(金)に「障害者差別解消法」及び「手話普及法」の2条例を制定する。これにより、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。制定された2条例は、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。制定された2条例は、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。



言語としての手話
本県は、障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。制定された2条例は、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。

説
県は、障害者への差別解消や手話普及を目的として、12月8日(金)に「障害者差別解消法」及び「手話普及法」の2条例を制定する。

論
県は、障害者への差別解消や手話普及を目的として、12月8日(金)に「障害者差別解消法」及び「手話普及法」の2条例を制定する。

県も地方も広める

県は、障害者への差別解消や手話普及を目的として、12月8日(金)に「障害者差別解消法」及び「手話普及法」の2条例を制定する。これにより、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。

12月8日(金) 福島民報

12月3日(日) 福島民報



羽田に初の手話公衆電話
国際障害者デーの3日、日本財団は、聴覚障害者向けに提供している電話リレーサービスを活用した公衆電話「手話フォン」一写真を羽田空港に設置した。国内初で、本

障害者理解へ2条例

来年中に制定 県、共生社会実現へ

県は、障害者への差別解消や手話普及を目的として、12月8日(金)に「障害者差別解消法」及び「手話普及法」の2条例を制定する。これにより、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。

12月14日(木) 毎日新聞

「手話言語条例」制定へ

県 障害者差別解消条例も

県は、障害者への差別解消や手話普及を目的として、12月8日(金)に「障害者差別解消法」及び「手話普及法」の2条例を制定する。これにより、県民生活のあらゆる場面で障害者に対する差別をなくし、手話の普及を図る。

福島県自立支援協議会障がい者
差別解消支援部会の会議経過報告

(2018年1月31日)

福島県自立支援協議会 障がい者差別解消支援部会構成委員

- ①公益財団法人福島県身体障がい者福祉協会
- ②一般社団法人福島県聴覚障害者協会
- ③公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会
- ④一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会
- ⑤福島県精神保健福祉会連合会つばさ会
- ⑥社会福祉法人福島県社会福祉協議会
- ⑦福島県経営者協会連合会
- ⑧福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
- ⑨福島県弁護士会
- ⑩福島地方法務局人権擁護課
- ⑪福島労働局職業安定部職業対策課
- ⑫東北運輸局福島運輸支局
- ⑬福島市健康福祉部障がい福祉課
- ⑭福島県警察本部警務部警務課

1. 「障がい者差別の解消に関する条例」

2. 「手話言語条に関する条例」

本県における「手話言語に関する条例」

の構成について(たたき台)

～構成イメージ～

条例の名称

前文

「総則」関係

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 基本理念
- (4) 県の責務
- (5) 県民の役割
- (6) ろう者の役割
- (7) 事業者の役割
- (8) 市町村の役割(市町村との連帯)

「手話の普及のための施策」関係

- (1) 計画の策定及び推進
- (2) 手話を学ぶ機会の確保等
- (3) 手話通訳者等の養成等
- (4) 手話を用いた情報発信
- (5) 手話通訳者の派遣体制の整備等
- (6) 事業への支援

「雑則」関係

- (1) 財政上の措置

～各項目についての具体的なイメージと検討事項等～

1 条例の名称

【他県の例】

- ・ ○○県手話言語条例
- ・ ○○県手話言語等の普及の促進に関する条例 など

2 前文

○条例制定の背景や決意などを述べる。

【他県の主な内容】

- ・ 手話の意義と発展の歴史
- ・ 手話の普及に向けて取組を進める決意 など

【主な論点】

- ・ 「本県らしさ」をどのように表現するか など

3 「総則」 関係

(1) 目的

○条例制定の目的を定める。

【他県の主な内容】

- ・ 県民の手話及びろう者への理解の促進を図ること
- ・ ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

など

(2) 定義

○ 条例を分かりやすくし、解釈上の疑義をなくすため、この条例における用語の意義を定義する。

【他県の主な内容】

・ ろう者、手話の普及等

など

(3) 基本理念

○条例に規定する施策を推進していく上での基本的な考え方
(共有すべき理念や根本となる考え方)を定める。

【他県の主な内容】

- ・手話の普及は、手話が言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならないこと
- ・ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること

など

【主な論点】

- ・本県が示すべき基本理念はどのようなものか
- ・「本県らしさ」をどのように表現するか

など

- (4) 県の責務
- (5) 県民の役割
- (6) ろう者の役割
- (7) 事業者の役割
- (8) 市町村の役割(市町村との連携)

○条例に規定する施策を推進していくに当たって、それぞれが果たすべき責務や役割を明らかにする。

【他県の主な内容】

- ・県は、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を推進すること
 - ・県は、手話に対する県民に理解の促進に努めること
 - ・県民及び事業者は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力すること
 - ・事業者は、ろう者にサービスを提供するとき、又は、ろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めること
 - ・ろう者は、手話の普及等に関する施策に努力するとともに、自主的に手話の普及に努めること
 - ・市町村は、県と連携し、手話の普及等につとめること
- など

4 「手話の普及のための施策」 関係

- (1) 計画の施策及び推進
- (2) 手話を学ぶ機会の確保等
- (3) 手話通訳者等の養成等
- (4) 手話を用いた情報発信
- (5) 手話通訳者の派遣体制の整備等
- (6) 事業者への支援

○手話の普及等に向けて講じる基本的な施策を定める。

【他県の主な内容】

- ・ 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する
- ・ 県は、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行う
- ・ 県は、市町村と協力して、手話通訳者及びその他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図る
- ・ 県は、ろう者が災害に関する情報を迅速に得られ、及び県政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信を行う
- ・ 県は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずる
- ・ 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努める

【主な論点】

- ・ 県民の手話への理解を促進し、ろう者とろう者以外の者が共有する社会の実現のために施策としてどのような内容を盛り込むべきか

など

5 「雑則」 関係

(1) 財政上の措置

- 条例に規定する施策を推進するための財政上の措置について定める。

条例制定に向けた検討スケジュール

平成29年

12月下旬

条例について関係団体と意見照会

平成30年

1月下旬

県自立支援協議会障がい者差別解消支援部会において「条例の構成」について協議

2月中旬

障がい福祉課において「条例素案」の作成

2月中旬

県自立支援協議会において「条例素案」について協議

2月下旬

県施策推進協議会において「条例素案」について協議

3月上旬

「条例素案」について関係団体に意見照会

4月

パブリック・コメントの実施

5月上旬

県自立支援協議会障がい者差別解消支援部会において「条例素案」について協議

5月下旬

「条例素案」について関係団体に意見照会

6月上旬

県施策推進協議会において「条例素案」について協議

7月～

条例について県庁内法規担当課と調整

1. 福島県障害者施策推進協議会
2. 福島県自立支援協議会
3. 福島県自立支援協議会
障がい者差別差別解消支援部会

これからの活動取り組み

1. 「福島県手話言語条例制定」への意識を高めること
2. パブリック・コメントの前に地域（聴障会・サークル・通研）での学習会を実施。

教育に関するクイズ 手話が必要な子は？

1. 聴覚支援学校に通うろう児
2. 新生児聴覚スクリーニングで難聴が分かった乳幼児、人工内耳装用児
3. 地域の小学校にインテグレートしている難聴児
4. 難聴児の周りの健聴児

教育に関するクイズ 手話が必要な子は？

1. 聴覚支援学校に通うろう児
2. 新生児聴覚スクリーニングで難聴が分かった乳幼児、人工内耳装用児
3. 地域の小学校にインテグレートしている難聴児
4. 難聴児の周りの健聴児

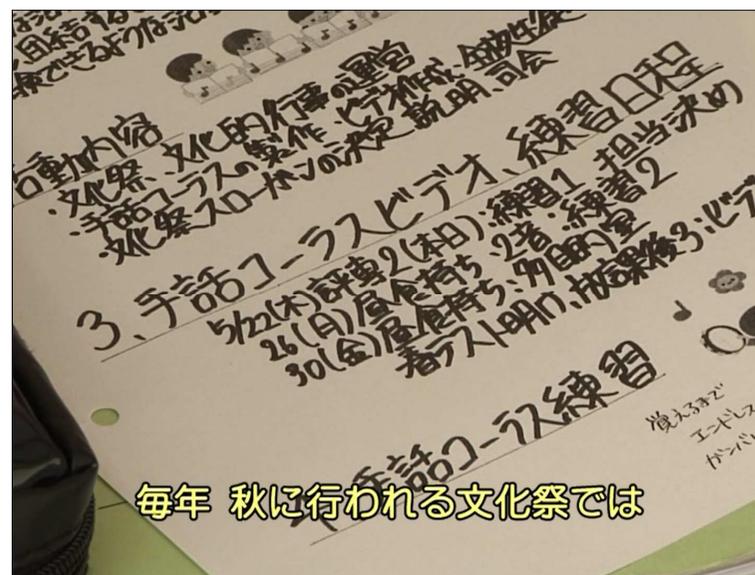
答え...1～4全ての子に手話が必要！！

乳幼児こそ手話を

- 人工内耳 & 手話で育てると、人工内耳だけより読み書きの力が高い！！（アメリカの研究結果）
※音声での会話の力は変わらない
- 「手話を使うと口話が伸びない」は古い考えでも医療機関では...

地域で学ぶ難聴児にも手話を！

- 京都市の二条中学校...**固定制の難聴学級**
- 生徒の話は**生徒が手話通訳**することも
- 秋の文化祭では生徒全員で手話コーラス



パブリックコメントの参考例

1. 医療機関でも手話を肯定的に指導してほしい
 - 乳幼児期から手話を学べる選択肢がある環境
 - 保護者が「音も手話も大事」と言える環境
2. 難聴児に固定制の難聴学級を設置してほしい
 - 小学校に「手話・指文字がある」から安心して学べる
 - 子どもの集団に入れる！！ → 社会性が伸びる
 - 普通学級 ⇔ 難聴学級 ⇔ 聾学校の選択がスムーズに

質疑・質問